

意見書案第7号


戦争立法に反対し廃案を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。


平成27年6月19日

逗子市議会議長 眞下政次 殿

逗子市議会議員

橋爪明子 

同

岩崎幸祐 

同

松本貴 

(別紙)

戦争立法に反対し廃案を求める意見書

安倍首相は平成27年5月15日、他国の軍隊を支援する国際平和支援法案と自衛隊法など10本の法律改正を一本にまとめた平和安全法制整備法案を国会に提出した。この法案は、昨年7月1日に強行した集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化であり、まさに戦争立法と呼ぶべき内容となっている。

この法案は、世界中のどこであっても、米国が戦争を始めたら、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行い、日本に対する武力攻撃がなくても時の政権の判断で集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦する可能性が生じる。

これまで、日本政府の憲法9条の解釈は、一貫して、日本に武力攻撃がないもとの武力の行使は許されない、海外での武力の行使は許されないというものであった。

歴代の自民党政権ですら認められないとしてきた自衛隊の武力行使や、戦闘地域での軍事支援まで行えるようにし、米国の戦争や軍事行動に自衛隊がいつでも、どこでも、切れ目なく参加できる恐れがあり、日本を戦争する国へとつくり変えるもので、国家の在り方を180度転換する内容となっている。

平成27年6月4日に行われた衆議院憲法審査会では、参考人である憲法学者3名全員が、この法案は憲法違反であることを明言している。解釈改憲は認められるものではない。

よって、逗子市議会は、国に対し、立憲主義を否定し、戦争立法の制定を行うことには反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月19日

逗子市議会